

発展途上国の再生と人権擁護に関する研究

村 岡 敬 明

【目次】

- 第Ⅰ章 はじめに
- 第Ⅱ章 人権思想の芽生え
 - 2.1 人 権
 - 2.2 人権思想の歴史
- 第Ⅲ章 人権擁護
 - 3.1 世界人権宣言と難民条約
 - 3.2 難 民
 - 3.3 人種差別
- 第Ⅳ章 ま と め

要 約

人種差別、貧困に苦しむ人々、戦争や政治的弾圧のために難民となって悲惨な生活を強いられる人々などがあまりにも多すぎる。それらの人々に救いの手を差し伸べられる組織は国連を置いて他には存在しない。国連が有効に機能することによって人権が保持され、世界の安定につながるのである。

第Ⅰ章 はじめに

世界中のどの国でも一部の富裕層に対して、人種差別や貧困に苦しむ人々があまりにも多すぎる。特に印象深く著者の心に残っているのは、アメリカのジョージア州アトランタにおけるキング牧師のメモリアルホールで聞いた「I have a dream」という牧師自身の肉声と、その地域における黒人の貧困生活であった。

その他、インドで目にした人々の日常生活も悲惨で、我々の日常生活との落差の大きさにショックを受け、胸を締め付けられる思いがした。

しかし、世界には、まだ難民という悲惨な生活を強いられる人々が2グループ存在する。1つは、戦争や政治的弾圧などのために集団で出国する。もう一つは、個別の難民であるが、それは少人数のためにほとんど目につかない。

以上の人々に救いの手を差し伸べて、彼らが経済的に自立しない限り、人類の歴史から見て地球に恒久平和は訪れない。そのために、人種差別や貧困に苦しむ人々、あるいは難民などを経済的に自立させ、安定した生活が送れるような政策を、日本国憲法第9条の平和主義の視点から新規に提案していきたい。

第Ⅱ章 人権思想の芽生え

2.1 人 権

人権は、人が生まれながらにして身分・階級・人種・性別・国籍などに区別されることなく保持し、本人の意思によるものでない限り他人に譲渡したり喪失したりすることはない⁽¹⁾。つまり、人権は権利の生得性・普遍性・不可譲性・不可侵性などで端的に表現され、現行法では自由権、社会権、平等権などが人権に該当する。

2.2 人権思想の歴史

人権思想は、中世ヨーロッパとりわけ、イギリスにおいて、1215年6月に成立したMagna Carta（マグナ・カルタ）に起源を求めることができる。

「Magna Cartaは、国王から封を受領していたBaron（貴族）たちの諸要求を反映した契約文書として知られている⁽²⁾」。その中に、「自由人は、その同

(1) 阿部照哉、種谷春洋、佐藤幸治、中村睦男、浦部法穂、初宿正典『基本的人権の歴史』（有斐閣新書、1979年）2頁。

(2) 同上。

輩の合法的裁判によるか、または国法によるものでなければ、逮捕、監禁、差押、法外措置、もしくは追放をうけ、またはその他の方法によって侵害されることはない。朕も彼の上に赴かず、また彼の上に派遣しない⁽³⁾」という有名な条項がある。「当時は主権者たる君主の力が強く、君主の不当な権力行使によって人権が侵害されることが多かった⁽⁴⁾」。Magna Carta は、そのような君主に対して不当な身体拘束や財産の没収、証拠のない処罰などに抗議の意思を示したものであり、それが人権思想の発展の礎になったことは否めない周知の事実である。

イギリスの法律家である Sir Edward Coke (エドワード・コーク) は、Magna Carta を議会や王から全ての臣民を守る保証人と定義づけた。そうすることにより、彼は Common Law (コモン・ロー) の法思想を理論化して、近代の法思想として継承させることに成功し、「法の支配」という憲法原理を確立したのである⁽⁵⁾。

以上のようなプロセスを経て、人権思想の考え方が徐々に普遍的にまとまりを見せ始め、その結実した成果が「世界人権宣言」となって現れたと言っても過言ではない。

第三章 人権擁護

3.1 世界人権宣言と難民条約

世界人権宣言は人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」について宣言したものであり、1948年の第3回国連総会において採択された。この宣言は国際連合における人権条約の礎になっており、世界の人権に関する規律の中でもっとも基本的な意義を有するものである。ただ、世界人権宣言は、条約ではなく、国連総

(3) プラクネット著／高木八尺ほか編『人権宣言集』(岩波文庫、1957年) 45頁。

(4) 伊藤正己監訳『イギリス法制史〈上巻〉』(東京大学出版会、1959年) 41頁。

(5) Paul Ellen Frankel, Miller Fred Dycus, Paul Jeffrey, “*Natural Law and Modern Moral Philosophy*”, Cambridge University Press (2001), p.54.

会において採択された決議であるために法的拘束力がないのではないかという疑問が湧いてくる⁽⁶⁾。

そのような中で、世界人権宣言の内容の大多数は、国際人権規約によって明文化されている。しかし、人権問題を抱える多くの国々は、国際人権規約に署名していない。それでは人権そのものが骨抜きになるので、世界人権宣言そのものの法的拘束力を認めるための論議が常時なされるのである。

人権を脅かす最大の要因として、紛争や政府の弾圧などの迫害が挙げられる⁽⁷⁾。その迫害のために貧困と飢餓に喘ぎながら難民となって、救済を求める人々が世界中に多数散らばっており、ソマリ人もその一例である。

難民は、「人種・宗教・国籍・政治的信条などが原因で、自国の政府から迫害を受ける恐れがあるために国外に逃れた者で、政治難民と呼ばれている⁽⁸⁾」。しかし、それだけではない。難民には、天災、飢餓や伝染病、国内外の紛争などから逃れるために住む場所を追われた国内避難民も多数存在する。それ故、今日では政治難民と国内避難民の両者を併せて難民と呼ぶようになった⁽⁹⁾。

国連難民高等弁務官事務所によれば、世界には1,000万人近くの難民がいるとされている。それらの人々の人権を保護するために、「難民の地位に関する条約（難民条約）⁽¹⁰⁾」が「難民及び無国籍者に関する国際連合全権会

(6) Freeman Michael, *Human rights : an interdisciplinary approach* Wiley-Blackwell, (2002), p.33.

(7) 同上。

(8) Donnelly Jack, "Universal Human Rights in Theory & Practice, 2nd ed.", Cornell University Press, (2003), p.52.

(9) Tamanaha Brian Z., "On the Rule of Law", Cambridge University Press, pp.67-73, 2004.

(10) 難民の人権保障と難民問題解決のための国際協力を効果的にするため採択した国際条約。UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）によると、難民とは「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいると迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた人々」と定義されている。今日、難民とは、政治的な迫害のほか、武力紛争や人権侵害などを逃れるために国境を越えて他国に庇護を求めた人々を指すようになっていく。

〈<http://www.unhcr.or.jp/ref/unhcr/refugee/>〉（アクセス：2015年1月2日）

議⁽¹¹⁾」で採択された⁽¹²⁾。

日本は、欧米諸国に比べて難民の受入れ人数が少なすぎるという批判があるが、歴史的に他民族との関わりを殆ど持たずに単一民族国家という認識が浸透しているために、大量の難民を一気に受け入れるのは現実的に難しいと言わざるを得ない。

3.2 難 民

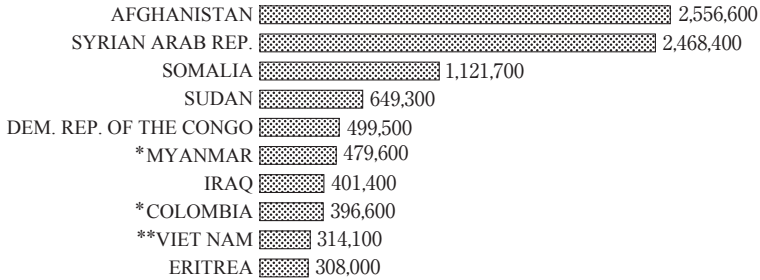
生命や自由を奪われるという恐れから逃れた難民は、人種や宗教にかかわらず家も財産も、家族も、祖国も、すべてを失い、見知らぬ土地で、明日をも知れない暮らしを強いられている。国連では「難民の地位に関する条約（1951年）」と「難民の地位に関する議定書（1967年）」で難民を定義し、その保護と支援を定めており、UNHCR（国連難民高等弁務官）事務所が担当している。図1に見られるように、生命や自由を奪われるという恐れから逃れた難民は世界中に4,290万人（2013年末）おり、アフガニスタン>シリア>ソマリア>スーダン>コンゴ民主共和国>ミャンマー>イラク>コロンビア>ベトナム>エリトリアの順となっている。

難民は、人種や宗教にかかわらず家も財産も、家族も、祖国もすべて失い、見知らぬ土地で、明日をも知れない暮らしを強いられている。その中で国籍を持たない人は、世界中に約1,100万人いる。こうした人々は、法的に中に浮いた状態にあり、国内あるいは国際的な法的保護や健康、教育といった基本的な権利を最小限にしか享受していない。国連では、無国籍に関する国際条約として、「無国籍者の地位に関する国際条約（1954年）」と「無国籍の減少に関する条約（1961年）」を成立させて救済に務めている。

国連加盟国中で国家の主権が尊重され、国民の人権が擁護されている国は僅かで、ほとんど国々が、両者、あるいはどちらか一方に問題を有する国で

(11) 1951年7月28日、スイスのジュネーブで行われた。

(12) UNDP (United Nations Development Programme), “Human Development Report 1994”, Oxford University Press, (1994), p.125.



*Includes people in a refugee-like situation.
 **The 300,000 Vietnamese refugees are well integrated and in practice receive protection from the Government of China.

図1 世界の難民の主な出身国 (UNHCR, *Global Trends 2013*, p.13 から抜粋)

ある。そのような国家が再生され、国民の人権が擁護されなければ、いつまで経っても人類の平等と世界の恒久平和は訪れない。

3.3 人種差別

人種差別撤廃条約は、人権及び基本的自由の平等を確保し、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を進めるために第20回国連総会（1965年）で採択され、1969年に発効した。ただし、日本が加入したのは1995年である。

先進国といえども、いまだに根強く人種差別が残存している一例として、先般、ニューオーリンズを中心とした米南部を襲った大型ハリケーン「カトリーナ」の深刻な被害者は黒人貧困層で、市人口の三割を占めている。連邦政府による被災者支援の遅れに対する不満と相まって、国内の黒人指導者からは「人種差別」ではないかとの声が挙がっている。

しかし、民主党のジョーンズ下院議員は、ハリケーンの前に避難勧告が出されていたが、「お金のある人は脱出できたものの、貧困層はできなかった。それは人種差別ではなく、所得格差の問題だ」と述べ、黒人貧困層に被害が集中した最大の原因は「貧困」であるとの見方を示した。

第Ⅳ章 まとめ

権利と自由は、「法の支配」における原理の成文化と同時に、名誉革命によって結実した議会主権と結びついて、イギリス憲法の支柱をなしている。さらに、**Bill of Rights**（権利章典）の発布によって、近代人権思想の総仕上げがなされ、イギリス国王は「君臨すれども統治せず」の原則に従う立憲君主であることが確定したのである。

上記のようなイギリス憲法の人権思想は、民主国家における制定法の成文化に多大な影響を及ぼしながら普遍的な結実を見せてきた。その成果が「世界人権宣言」である。世界人権宣言の内容のほとんどは、国際人権規約によって明文化されているが、人権問題を抱える多くの国々は、それに署名していない。そのような中で、紛争や政府の弾圧などの迫害によって人権を脅かされた多数の難民が、世界中に散らばって貧困と飢餓に喘ぎながら救済を求めているのが現状である。

参考文献

【第Ⅰ章】

- 1-1) Roberts, Adam and Benedict Kingsbury, “*The UN’s Roles in International Relations.*” Oxford University Press, 1988.
- 1-2) 岡倉登志編、『ハンドブック現代アフリカ』、明石書店、2002。
- 1-3) United Nations Children’s Fund (UNICEF), “*EC and UNICEF join hands to support education in Somalia.*” 2007.

【第Ⅱ章】

- 2-1) 高木八尺編、『人権宣言集』、岩波文庫、1957。
- 2-2) Paul Ellen Frankel, Miller Fred Dycus, Paul Jeffrey, “*Natural Law and Modern Moral Philosophy.*” Cambridge University Press, 2001.

【第Ⅲ章】

- 3-1) Freeman Michael, “*Human rights : an interdisciplinary approach.*” Wiley-Blackwell, 2002.
- 3-2) Donnelly Jack, “*Universal Human Rights in Theory & Practice. 2nd ed.*,” Cornell University Press, 2003.
- 3-3) Tamanaha Brian Z., “*On the Rule of Law.*” Cambridge University Press, 2004.